

裁 決 書

審 査 請 求 人

住 所

氏 名

処 分 庁 上 尾 市 長 島 村 穰

審 査 請 求 人 が 平 成 2 8 年 7 月 7 日 に 提 起 し た 処 分 庁 に よ る 平 成 2 8 年 度 分 の 国 民 健 康 保 険 税 の 賦 課 決 定 の 処 分 に 係 る 審 査 請 求 (以 下 「 本 件 審 査 請 求 」 と い う 。) に つ い て 、 次 の と お り 裁 決 す る 。

主 文

本 件 審 査 請 求 を 棄 却 す る 。

事 案 の 概 要

- 1 処 分 庁 は 、 審 査 請 求 人 に 対 し て 、 上 尾 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 (昭 和 3 0 年 上 尾 市 条 例 第 5 1 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。) の 規 定 に 基 づ き 審 査 請 求 人 の 平 成 2 8 年 度 分 の 国 民 健 康 保 険 税 の 算 定 を 行 い 、 そ の 税 額 を 6 5 万 円 と す る 賦 課 決 定 処 分 (以 下 「 本 件 賦 課 決 定 処 分 」 と い う 。) を 行 っ た 。
- 2 平 成 2 8 年 7 月 4 日 、 処 分 庁 は 、 審 査 請 求 人 に 対 し 、 本 件 賦 課 決 定 処 分 を 平 成 2 8 年 度 国 民 健 康 保 険 税 納 税 通 知 書 兼 更 正 (決 定) 通 知 書 に よ り 通 知 し た 。
- 3 平 成 2 8 年 7 月 7 日 、 審 査 請 求 人 は 、 審 査 庁 で あ る 上 尾 市 長 に 対 し 、 審 査 請 求 を し た 。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件賦課決定処分を取り消し及びその決定税額の再審査並びに減額を求める。

(2) 審査請求人の主張の要旨

ア 後期高齢者は、資産を持っていないという発想は、間違っていると思う。なぜなら各経済統計を見ると、現役世代より高齢者の方が、資産を有しているということが判る。その一例として、振り込め詐欺で被害者（ほとんど高齢者）が500万、1,000万円という金額で詐欺にあっている現状を見ると、とても資金を持っていないというのは理由にならない。

イ 健康保険税を支払うことが、いかに大変であるという現実直面し、生活費を切り詰めているのに、後期高齢者支援として14万円もの負担は高額すぎて支払うことが困難である。昨年度の健康保険税が11億円の黒字という、税の負担を考えると徴収しすぎという気持ちを禁じ得ない。無理に徴収されれば、多少でも先のある世代は苦しくなり、病院にいけなくなり、重症化してしまう。多額な徴収は改めてほしい。

ウ 審査請求人は、配偶者との2人世帯である。いわゆる「老老介護」の負担を避けるため、2人分の老人ホームの入所資金に充てる目的で、昨年に土地を売却した。そのため昨年分の所得が高額となった。所得税や市県民税などの税額が上がるという話は聞いてはいたが、想定していたよりもかなり高額であった。現在の収入は年金収入のみであり、1ヶ月当たり約〇〇万円である。その中から、国民健康保険税だけで8万円超が徴収されているのである。老人ホームの入所資金も支払えなくなった。法令に抵触していなくとも、不当に高額である。

2 処分庁の主張

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求には理由がないから、「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の要旨

ア 本件賦課決定処分の根拠となる事実について

審査請求人及び世帯員 1 人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に上尾市国民健康保険の被保険者となり、平成 28 年度の賦課期日である平成 28 年 4 月 1 日現在においても、上尾市国民健康保険の被保険者であり、審査請求人及び世帯員 1 人の、2 人で世帯を構成している。

また、審査請求人の属する世帯の平成 27 年中の所得は〇〇〇〇〇〇〇円であり、平成 28 年度における固定資産税額は賦課されておらず、また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条第 2 号に規定する被保険者に該当する者はいない。

イ 本件賦課決定処分に係る税額の算出について

本件賦課決定処分に係る国民健康保険税額 650,000 円は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び条例に基づき次の算式により算出されたものである。

(ア) 基礎課税額

a 基礎課税額所得割額

$$(\text{〇〇〇〇〇〇〇円} - 330,000 \text{円}) \times 6.8\% = \text{〇〇〇〇〇〇円}$$

（基礎控除後の所得割額等の「100分の6.8」：条例第3条）

b 基礎課税額資産割額 0円 × 30% = 0円

（固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の「100分の30」：条例第4条）

c 基礎課税額均等割額 10,000円 × 2人 = 20,000円

（被保険者均等割額「10,000円」：条例第5条）

d 基礎課税額平等割額 15,000円

(世帯別平等割額「15,000円」: 条例第5条の2)

e $a+b+c+d = 〇〇〇〇〇〇$ 円

f 基礎課税額 510,000円

(eが基礎課税額賦課限度額を超える場合にあっては基礎課税額 賦課限度額。基礎課税額賦課限度額「510,000円」: 条例第2条第2項)

(イ) 後期高齢者支援金等課税額

a 後期高齢者支援金等課税額所得割額

$(〇〇〇〇〇〇〇〇円 - 330,000円) \times 1.5\% = 〇〇〇〇〇〇$ 円

(基礎控除後の所得割額等の「100分の1.5」

: 条例第5条の3)

b 後期高齢者支援金等課税額均等割額

8,000円 \times 2人 = 16,000円

(被保険者均等割額「8,000円」: 条例第5条の4)

c $a+b = 〇〇〇〇〇〇$ 円

d 後期高齢者支援金等課税額 140,000円

(cが後期高齢者支援金等課税額賦課限度額を超える場合にあっては後期高齢者支援金等課税額賦課限度額。後期高齢者支援金等課税額賦課限度額「140,000円」: 条例第2条第3項)

(ウ) 国民健康保険税課税額

(ア)の f+(イ)の d = 650,000円

(国民健康保険税の課税額は基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の合算額: 条例第2条第1項)

以上のとおり、本件賦課決定処分は、適法且つ適正に行われている。

理由

1 本件賦課処分について

(1) 本件賦課決定処分の根拠となる事実について

平成28年度の賦課期日である平成28年4月1日現在において、審査請求人は、上尾市国民健康保険の被保険者であり、条例第1条第1項及び第8条の規定により、審査請求人に対して上尾市長が国民健康保険税を課すること自体に問題はない。

審査請求人が属する世帯の国民健康保険加入者は、審査請求人本人及び世帯員1人の計2人で構成されている。また、審査請求人の属する世帯の平成27年中の総所得金額は〇〇〇〇〇〇〇〇円であり、平成28年度における固定資産税は賦課されておらず、また、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者に該当する者はいない。

以上の事実については、争いがないことが認められる。

(2) 本件賦課決定処分に係る税額の算出について

国民健康保険税は、地方税法第703条の4の規定により国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険被保険者につき算定した基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額の合算額とすることとされており、これを国民健康保険の被保険者である世帯主に対し賦課することとされている。

上尾市においては、地方税法第703条の4第5項に定める基礎課税額については条例第2条第2項により所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とすることと規定し、条例第3条第1項において所得割額の税率を「100分の6.8」と、条例第4条において資産割額の税率を「100分の30」と、条例第5条において被保険者均等割額を「1万円」と、条例第5条の2において世帯別平等割額を「1万5,000円(ただし、同条に規定する特定世帯にあつては7,500円、同条に規定する特定継続世帯にあつては1万1,250円)」とそれぞれ

れ規定している。また、地方税法第703条の4第14項に定める後期高齢者支援金等課税額については条例第2条第3項により所得割額及び被保険者均等割額の合算額とすることと規定し、条例第5条の3において所得割額の税率を「100分の1.5」と、条例第5条の4において被保険者均等割額を「8,000円」と規定している。

なお、地方税法第703条の4第6項及び第15項において、条例第2条第2項及び第3項に規定する所得割の課税対象額は「基礎控除後の総所得金額等」と規定されているが、この基礎控除については、市町村民税の所得控除に関する規定である地方税法第314条の2第2項において「33万円を控除するものとする。」と規定されている。

地方税法第703条の4第11項の規定に基づき、基礎課税額に係る課税限度額を条例第2条第2項ただし書において51万円と定めている。また、地方税法第703条の4第19項の規定に基づき、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を条例第2条第3項ただし書において14万円と定めている。

以上により、本件賦課決定処分に係る国民健康保険税額65万円は、地方税法及び条例に基づき次の算式により適法に、かつ、誤りなく算出されたものであることが認められる。

ア 基礎課税額

a 基礎課税額所得割額

$$(\text{〇〇〇〇〇〇〇円} - 330,000 \text{円}) \times 6.8\% = \text{〇〇〇〇〇〇〇円}$$

(基礎控除後の所得割額等の「100分の6.8」: 条例第3条)

b 基礎課税額資産割額 0円 \times 30% = 0円

(固定資産税のうち土地及び家屋に係る部分の「100分の30」: 条例第4条)

c 基礎課税額均等割額 10,000円 \times 2人 = 20,000円

(被保険者均等割額「10,000円」: 条例第5条)

d 基礎課税額平等割額 15,000 円

(世帯別平等割額「15,000 円」: 条例第 5 条の 2)

e $a+b+c+d = \text{〇〇〇〇〇〇円}$

f 基礎課税額 510,000 円

(e が基礎課税額賦課限度額を超える場合にあつては基礎課税額 賦課限度額。基礎課税額賦課限度額「510,000 円」: 条例第 2 条第 2 項)

イ 後期高齢者支援金等課税額

a 後期高齢者支援金等課税額所得割額

$(\text{〇〇〇〇〇〇〇円} - 330,000 \text{円}) \times 1.5\% = \text{〇〇〇〇〇〇円}$

(基礎控除後の所得割額等の「100分の1.5」: 条例第 5 条の 3)

b 後期高齢者支援金等課税額均等割額

$8,000 \text{円} \times 2 \text{人} = 16,000 \text{円}$

(被保険者均等割額「8,000 円」: 条例第 5 条の 4)

c $a+b = \text{〇〇〇〇〇〇円}$

d 後期高齢者支援金等課税額 140,000 円

(c が後期高齢者支援金等課税額賦課限度額を超える場合にあつては後期高齢者支援金等課税額賦課限度額。後期高齢者支援金等課税額賦課限度額「140,000 円」: 条例第 2 条第 3 項)

ウ 国民健康保険税課税額

アの f+イの d=650,000 円

(国民健康保険税の課税額は基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の合算額: 条例第 2 条第 1 項)

2 条例の規定について

条例の規定が、地方税法に違反しているか否かについて、検討する。

(1) 後期高齢者支援金等課税額について

審査請求人は、反論書において「後期高齢者支援金分として 1

4万円もの負担は高すぎて支払うことが困難である。」と主張している。

地方税法第703条の4第1項及び第2項において、国民健康保険税の納税義務者に対して課する税額のうち後期高齢者支援金等課税額相当分があることが規定されている。したがって、本件賦課決定処分による国民健康保険税の決定税額のうち後期高齢者支援金等課税額が含まれていることは、違法ではない。

(2) 基礎課税額賦課限度額について

地方税法第703条の4第11項には「基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。」と規定されている。この「政令で定める金額」は、本件賦課決定処分に係る賦課期日である平成28年4月1日時点での地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の88の2第1項によると、54万円である。そこで条例を確認すると、条例第2条第2項において、基礎課税額賦課限度額が51万円と規定されている。よって、基礎課税額賦課限度額についての条例の規定は、地方税法第703条の4第11項に違反していないことが認められる。

(3) 後期高齢者支援金等課税額賦課限度額について

地方税法第703条の4第19項には「後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。」と規定されている。この「政令で定める金額」は、本件賦課決定処分に係る賦課期日である平成28年4月1日時点での地方税法施行令第56条の88の2第2項によると、19万円である。そこで条例を確認すると、条例第2条第3項において、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額が14万円と規定されている。よって、後期高齢者支援金等課税額賦課限度額についての条例の規定は、地方税法第703条の4第19項に違反していないことが認められる。

(4) その他

条例の他の規定についても、地方税法に違反している点は認められない。

3 まとめ

上記1により、本件賦課決定処分による決定税額は、条例の規定を適確に適用し、誤りのないことが認められる。

さらに、上記2により、条例の規定は、地方税法に違反していないことが認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年12月15日

審査庁 上尾市長 島 村 穰



教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った

日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。